

○ 委員長

説明が終わりましたので、基本方針の30ページから46ページについて、質疑を許します。はじめに、質疑通告されております八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

おはようございます。すみません、それでは早速ですけど、一応私が質問事項に挙げておりました施設の利用状況でございますけれども、資料を提出いただいておりますので、それでいこうかと思っておりますけれども、ちょっとこれを見させていただいて、今後の予測というか、利用状況の推測とかいうふうなことについては検討はされておるかどうか、そこら辺1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

いま各所管課にお願いいたしておりますのが、それぞれの今までの平成19年度までの利用状況、それから平成20年度の見込み、それと目標数値をそれぞれ所管課のほうにお願いしております。この分につきましては出来次第特別委員会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。通告にあります体育館を使用するスポーツ愛好者の状況について、まずお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

各体育館の愛好者の状況についてお答えさせていただきます。愛好者につきましては、団体で使用されたり個人のグループで使用されたりという方がおられますので、それぞれを各1団体ということで平成19年度の実績によりお答えさせていただきます。飯塚第一体育館におきましては114団体、第二体育館94団体、穂波体育館33団体、B&G体育館15団体、筑穂体育館26団体、庄内体育館74団体、颯田体育館23団体ということで使用されております。また、各使用によります競技内容でございますが、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、ミニバスケット、ソフトバレー、銃剣道、太極拳、空手、少林寺などでございます。

○ 川上委員

利用状況についてなんです、資料2の2ページに体育館ごとの利用者数推移グラフがあります。で、どこの地区の方々が登録し、利用しておるかというのが全市的な状況になっていると思うんですが、主には颯田体育館は颯田の方が、というふうに思うんですね。そこで、現在使用されている中で、申込みが競合しておるような状況はどのくらいありますか。

○ スポーツ振興課長

野球場とかそういったものについては競合することが結構多ございますが、体育館につきましては、競合というのはパーセンテージ的に把握はしておりませんが、そんなに競合ということではないというふうに判断しております。

○ 川上委員

いくつか競合しておるといえることですか。

○ スポーツ振興課長

全然ということはありませんので、いくつか競合はあるということでございます。

○ 川上委員

把握していないということですね。具体的に、例えばバレーが飯塚第一で競合しておるとか、バスケットがB&Gで競合しておるとか、そういうふうにはわからないんですね。

○ スポーツ振興課長

それごとには把握いたしておりません。ただ、体育館の使用でございますから、同じ日にバスケットを使いたい、それからバレーを使いたい、といったことでの競合ということで考えておりますが、そういった数字については今のところ把握しておりません。

○ 川上委員

そういう競合状況のところを改善するのがこういう基本方針に基づく実施計画をつくる際の考えの一つにもなろうと思うんですね。把握をしてもらいたいと思います。それから、使用料の収入の実績はどのようになっていますか。

○ スポーツ振興課長

使用料の収入でございますが、平成19年度で答えさせていただきます。飯塚第一体育館におきましては、559万2,331円、第二体育館89万6,450円、穂波体育館258万9,305円、B&G体育館91万1,361円、筑穂体育館77万5,202円、庄内体育館48万1,545円、穎田体育館101万8,456円ということになっています。合計で、1,269万210円でございます。

○ 川上委員

約1270万円の収入があるということなんですね。そこで、競合があまり無いというようなお話だったんですが、その要因の一つには小中学校の体育館を市民の方が利用されておることがあると思うわけです。その利用状況はどうなっておるかお尋ねします。

○ 教育総務課長

本年7月末現在で答えさせていただきます。小中学校の体育館を利用するために登録されています団体は、小学校体育館利用団体136団体、中学校体育館利用団体87団体、合計223団体で、その利用目的といたしましては、バレーボール、ソフトバレーボール等が最も多く、127団体、次にバスケットボール、ミニバスケットボールの42団体、銃剣道・空手などの武道系が17団体、その他卓球、バドミントン、フットサル、バトン・トワリング、マーチングバンド、体操、その他子ども会や地区行事などこれらの分も含めまして登録者数は大人3,396人、子ども4,752人、合計で8,148人でございます。

○ 川上委員

委員長すみません、通告の次のところに入ってしまったようです。よかったですでしょうか。

○ 委員長

はい。どんどんいってください。

○ 川上委員

そこで、使用料収入はどの程度になっていますか。

○ 教育総務課長

本年度から条例改正しました関係もあるんですが、昨年度は電気量の負担金として徴収しておりましたが、約280万円でございます。

○ 川上委員

次に、基本方針の中で体育館については大規模改修工事の時期が集中するという記述がありますね。具体的にはどの時期を集中する時期というふうに見込まれておるのかお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

どの時期ということではなくて、建てられたものが昭和40年代から50年代に建築されまして、20数年から30数年経過しております。その間各補修等は行っておりますが、今後こういった耐用年数が過ぎておりますので、それから言えば大きな改修工事も十分予想されるということで考えております。

○ 川上委員

体育館がここに書いてあるように8つあるんですけれども、どこが一番手をつけなければならぬと、優先順位とかは検討していますか。

○ スポーツ振興課長

優先順位ということではないんですが、当然やはり古いものは補修が多いというのがありますので、それから言えば颯田体育館は昭和48年でございます。大規模なものも見込まれるかもしれないということで考えられると思います。

○ 川上委員

結局ここには、大規模改修工事等が一時期に集中することが予想される、と書き込まれているんですけども、施設の一つ一つを見てみると本当に集中するのかわからないんですね。小規模で対応できるものがあるんじゃないかとも思われるわけですが、時期にもよるでしょうし。ですから、大規模改修工事等が、というのがまずこの中では違和感がありますね。しかもそれが一時期に集中するというように書いておるとということについても違和感がありますね。率直に言うと、いい加減な表現になっているんじゃないかと思うわけです。それから、続いて統整合理がうたわれておるわけですね。30ページの内容の中ほどにあるところですよ。市内には核となる体育館（サブの体育館を含む）と書いてありますが、これが1箇所、地域の体育館2～3箇所程度に統整合理する、と書いているんですね。これは読んでも一時期に集中することについて違和感を持っているというふうに言いましたから、そういうことになるんだらうというふうに思われるかもしれないけども、統廃合するという方向で検討する必要性についてもう少し説明していただけないか。

○ スポーツ振興課長

公の施設の基本方針の中で、いま本市の財政状況が厳しいというのが、まずございます。その中で各施設についてどう見直していくかということがこの中で出てきているんじゃないかというふうに私共は思っております。目的といたしまして、本市の行財政改革の中、厳しい財政状況等もあるということで、また、ほか各類似団体と比較いたしましても、施設が多いということでは検討する必要があるのではないかというふうに判断しております。

○ 川上委員

先ほど体育館の利用状況、スポーツ愛好者の状況をお尋ねしましたね。利用状況も聞いたんですが、基本的に体育館を使っている方のことが答弁あったんですね。で、バドミントンとかね、本当に市民の方がスポーツを愛好しているということも垣間見ることができたんですが、この資料2の2ページのグラフを見ましても相当に利用されておると。あなた方がもしかししたら廃止の対象としてイメージしておるかもしれない体育館も、人口比で見てください。そうすると、パーセンテージ、割合はもっと高いんじゃないですか。例えば颯田。実数では1万2,412人ということになっていますけど、人口比でどういう割合になるかと。飯塚と比べたらどうかというふうに考えてみると、例えば颯田の体育館の利用状況というのは回転率とかそういうのではなくて、相当に颯田の地域住民の方に密接なものになっていると思うんですよ。これをあなた方はもしかししたら廃止を考えているかもしれないわけですね。廃止しないですか、颯田は。

○ スポーツ振興課長

いま検討しているところでございます。

○ 川上委員

ですから、もしかししたら廃止するかもしれないわけでしょう。だから、このように住民の皆さんに密接に貢献できている施設を本市の財政逼迫状況だとかを理由にして統廃合というのは安易過ぎると私は思うんです。それでは続けて聞きますけど、統整合理の目的は財政削減ということなんだけど、どの程度財政削減をこの基本方針でいくとできると考えておるのかお尋ねしないといけないんです。事前に通告しておりましたから関係資料を用意しておられると思うんですね。それで、委員長資料要求をしたいと思いますが、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ スポーツ振興課長

スポーツ振興課におきます各施設の使用料、管理経費、修繕等の分ということであれば、提出できます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配布させます。

( 資料配布 )

○ 委員長

資料が配布されましたので、川上委員の質疑をお願いします。

○ 川上委員

これを見ますと、単位は円のですから、平成19年度の管理費の合計が、各スポーツ施設合わせても1億1,756万5千円ということなんですね。それで、このうち体育館だけひろうといくらになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:29

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○ スポーツ振興課長

管理費計でございますが、体育館全部で合わせまして5,656万1,345円となっております。

○ 川上委員

そうしますと、あなた方の基本方針のとおりだとすると、体育館を8つあるところを半分にする。そして、現在管理費が5,656万円なんだけど、この管理費を減らそうと考えておりますということになるんですね。いくら減らそうと考えておるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

前々回、第1回目の特別委員会の中でも別の委員の方からご意見等いただいております。その中でもお答えいたしました。この中には職員等人件費等は含まれておりませんし、今後統合整理等に伴ってどのくらいの計を削減できるのかということにつきましては一部サービスの充実とか、総合整備に伴って建替え、大規模改修工事等必要になってまいりますので、11月実施計画を立てる段階で概算の数字はお示しさせていただきたいというふうに答弁したところでございます。

○ 川上委員

今の答弁だとこの5,656万円には手をつけませんと。で、体育館を廃止することによって管理運営にあたる人件費が削減できると言っているんですね。それで、ところでいま本市が取り組んでいる行財政改革の5カ年計画、人員削減目標はすでに超えているでしょう。で、6年後からの5カ年計画終了後の人員削減計画というのは無いでしょう。無いけれども、あなたがたは人員削減計画を、もうつくるということなんですね、11月の実施計画のときに。そういうことになりますけど、違いますか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほどこの決算額、これは平成18年度と19年度の決算額でいっておりますが、今全体の

施設の所管課をお願いをいたしまして、施設のコスト計算をする予定でございます。これにつきましてはあくまでもいまの現行の職員人件費でいきますと現行おってあるかたの年齢層によっても変わってまいります。形状的にこの施設を管理運営するためには、どの程度の経費がかかっているのか、例えば修繕あたりも今年度は修繕料は要りますけど、来年以降はいらなにかいうものもございまして。同じような統一した基準をもって施設コスト計算を今後できるだけ早くしていきたいというふうに考えております。また、職員の関係でございまして、施設が統合整理することによって当然事務事業が減ってまいりますので、その中では職員削減には繋がっていくのではないかとというふうに考えております。

○ 川上委員

先ほどから答弁を聞いていましたら、管理経費の削減というのものもあるんでしょうけど、本当のねらいは市の正規職員の削減、ここが本当のねらいなんですね。そういう答弁でしょう。

○ 行財政改革推進室主幹

統合整理等に伴いまして当然職員あたりの事務事業、量が当然減ってまいります。いま国の制度改正とか権限委譲とかでいろんな事務が市町村のほうにおりて参ってきております。そういうものもしていく必要がございますので、いま施設だけではなくて、いろんな事務事業を見直しながら整備できるものは整備し、また、しなければならないものについては今後もしていくというふうに考えております。

○ 川上委員

大体わかりました。ですから、ここで言うあなた方の財政削減だとか言っているのはいわゆる管理経費を少しずつ削るとかいろいろ言っているんだけど、主目的は人員削減ということなんですね。主幹の答弁にあったように、人員削減に繋がりますということではないでしょう。最初から人員削減が目的じゃないですか。あなたの答弁を考えてみたら。そこで、指定管理者制度導入が書いてありますね。30ページの中ほどですよ。具体的にはどういうイメージでおられるんですか。

○ スポーツ振興課長

指定管理者につきましては今他市の状況も調べております。今からどんなふうな形で指定管理者を考えなくてはいけないかといったときには、構築していく必要があるというふうに考えておりますので、いま現在イメージということではちょっとお答えしかねる部分がございます。

○ 川上委員

ですから、文化施設の場合、他都市との広域相互利用を検討していますね。もう話し合っているんでしょう。で、そういうことと同じように体育館についても他都市との相互利用というのを考えて、しかもその場合に指定管理者制度を導入しようというような発想ですか。たとえば桂川の同施設、それから嘉麻市の同種類の施設を広域にしてそれを指定管理者に任せると、そんなことを考えているんですか、例えば。

○ スポーツ振興課長

そういったことは考えておりません。

○ 川上委員

今は考えていないということですね。教育長、この間コスモスコモンのときにお尋ねしたときに、よその自治体の方とお話しておりませんか、というふうにお聞きしたんだけど、答弁が無かったんですね。している、ともしていないとも。この文化施設とスポーツ施設併せて広域で扱って指定管理に出すというお話し合いをよその自治体の幹部の方とお話し合いをしておりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

この基本方針の11ページの基本的な考え方の中で、広域的な連携、近隣自治体施設、サービスの相互活用、というものを掲げております。ここに書いておりますのが、今後は広域的

に補完し得る公共施設、ソフト事業を含みますが、そういう施設につきましては複数の自治体の協同施策として位置づけた中で相互利活用策を検討するということをうたっております。スポーツ施設、文化施設でもそういう補完できるようなものが仮にあれば、こういうことも考えていきますが、個別のものは現時点では近隣市町村とは協議は進めておりません。

○ 川上委員

教育長、前委員会で答弁が無かったことも含みますので、教育長のほうから話し合いをしているか、いないかについてお尋ねします。

○ 教育長

今お尋ねの件なんですけれども、文化施設、体育施設を含めて教育長会等の教育長が集う会があるんですが、そういう中でもそういう話し合いはあっておりません。

○ 川上委員

それは教育長、大変不自然なことなんですよ。いまは教育長会議の中では話しておらないという答弁なんです。私はそこ限っていないんだから。教育長会議の場で話したか、とか聞いてないんですよ。そこも含めて、いろんな機会で他自治体の幹部の方とそういう話し合いをしてないのか、とお聞きしているわけですよ。答弁を求めます。

○ 教育長

他の職員とも話はしておりません。

○ 川上委員

その答弁は確認しますけれども、よその自治体と何の相談もなしにそういうことを明文で書き込んでいくというのは普通あることでしょうか。そこで、施設案内の充実について、書いてあります。合併前から施設の利用申し込みをインターネットでできるようにしていたところがありますね。そして、合併に伴ってそれをやめたというところはないですか。

○ スポーツ振興課長

旧穂波町と旧筑穂町というふうに思っております。

○ 川上委員

インターネットをどれだけ市民の方が利用して申し込んでおったかというのは別です。いったん導入しておったのを廃止しておきながら、今度はまたやろうと書いているわけですね。民間経営の手法を参考にしながら、とも書いてあるわけですね。これはどういうことですか。どういう検討したらこういう文章が出てくるのかお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

合併時、各分会、部会がございましたが、その中におきまして、この分についても協議がなされております。そのときに市として今後どんな形で取り組むか、1市4町合併するわけですから、それをどうラインで繋いでどうやっていくかということが協議されたようでございます。その中で、この形をインターネット等でいろいろやるというふうなことになったときに費用が莫大にかかる、ということが当時ありましたものですから、その中で現状といたしまして、ほかの1市2町については、それぞれでやっていたという経緯もありまして、現在でございますが受付につきましては各地区公民館、体育館なりでやっているという現状ではございますが、やはり市民サービス等を考えますと非常にちょっと難しいものがあると。インターネットが実際ありながら、施設のことについてはホームページに掲載されておりますが、空き情報等についてはそれぞれ電話なり、来ていただかないとわからないということがありますものですから、そこら辺は整備していく必要があるんじゃないかということで今回こういった内容にさせていただきました。

○ 川上委員

ここはインターネットを日常的にやっているスポーツ愛好者の方々は便利な面があるかもしれないけれども、電話で悪いですか。「空いていますか」と電話をかけて「空いていません」と、

「どこが空いていますか」と教えてもらおうとかね。それくらいのサービスは市ができるでしょう。しかも整備に莫大な費用がかかるというふうに言われたんだけど、莫大な費用がかかるようなことを今からやろうとするわけですね。人を減らし、管理費を削りながらそういうことも考えていると。誰が喜ぶんですか。本当に住民の立場、スポーツ愛好者のサービス向上のために考えておるんだったらもう少し理屈の通ったことを考えないといけないと思うんですね。委員長、30ページはここまで。

○ 委員長

31ページ、弓道場・武道場について、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

資料を提出していただいておりますので、私の質問はありません。

○ 委員長

川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

まず、武道場・弓道場については、愛好者の状況をお尋ねします。特に弓道だとかなかなか直接見る機会がなくて、テレビとかで見るという機会が多いんですけども、大体市内ではどういったぐらいの方々が愛好されておるのか調べてあると思いますのでお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

愛好者の状況ということで、各武道館、弓道場の愛好者につきまして平成19年度実績によりお答えさせていただきます。穂波武道館が6団体、颯田武道館が3団体、飯塚市弓道場におきましては飯塚市弓道連盟が使用いたしております。武道館におきましては銃剣道、剣道、空手、少林寺等が行われております。

○ 川上委員

例えば、ちょっと聞きますけどね、弓道をたしなんでおられる方、いま何人ぐらいおられるんですか。

○ スポーツ振興課長

弓道をたしなんでおられる方の人数までは、申し訳ございませんが把握しておりません。

○ 川上委員

利用状況はわかるということなんですね。それで、基本方針を見ていますと、なかなか読み応えのあることが書いてあるんですよ。31ページですよ。武道館及び弓道場は、スポーツ振興を図る拠点施設の一つであるが、他のスポーツ施設とは異なって——ここは後で何度も出てくる言葉だからですね、体育館も出てきたんですが——利用者がある程度限定される施設であり、少子高齢化、市民ニーズの多様化などにより稼働率・利用率の向上が見込めないことが予想されると。このところも、稼働率・利用率の向上が見込めない、というのはどういう判断かと思うんですけどね。愛好者の状況を掴んでないんでしょう。それから、その次もなかなか不思議な、筑豊の中核都市として市内に1箇所の施設が必要と考える、と。もうこれはゼロにしようという考え方もあったんですね。このところはどういう考え方なのか、愛好者の状況も把握していないで、今後稼働率や利用率が減るでしょうと。1箇所にするんだけど、本当はゼロにしたいと。筑豊の中核都市だから一つは残そうというように読めるわけです。考え方が、愛好者に対するサービスをどうしようという発想ではないんですよ、これだけ読むと。少し説明してもらえますか。

○ スポーツ振興課長

申し訳ございません。先ほどの愛好者の状況でございますが、利用者につきましては弓道場が平成19年度でいえば3,685名ということで利用されている分についてはお答えさせていただきます。市内に1箇所ということでございますが、弓道場、それから武道館といったところでそれを併せて1箇所に施設が必要ということではなくて、それぞれ武道館、弓道場とい

う意味の内容の書き方でございます。

○ 川上委員

わかりにくいので、もう少しわかりやすく答弁を求めます。

○ スポーツ振興課長

武道館、弓道場につきましては、ここに記載されていますように、他のスポーツ施設とは異なる、利用者につきましては武道といった部分では異なる部分があると。施設につきましても武道館、弓道場といった中でそれぞれ専門的に使われる部分がございます。飯塚市内におきましてもいま武道館が2箇所、弓道場が1箇所ございますが、弓道場につきましては市内に1箇所しかないということで考えれば、内容から判断していただければ今後どうするかというふうなことは判断できるのかなど。武道館におきましては、いま2箇所ございます。競技につきましても実際に銃剣道、空手、少林寺拳法などございまして、他の体育施設の利用とも可能でございますので、そこら辺を考えながら検討していくということで考えております。

○ 川上委員

北京オリンピックで、フェンシングで銀メダルを取りましたね。日本の協会のほうに、電話が3台しかないのにパンクするくらい、フェンシングしたいという電話がじゃんじゃんかかっているんですね。マスコミにも出てくださいという。愛好者が少ないからといって、こんな乱暴な扱いをしたらだめだと思んですよ。大体、市役所の中にも弓道部ってあるんじゃないですか。幹部の中にもおられるでしょう。そういう幹部がおって、弓道の状況も把握せんで、乱暴な基本方針ですよ。そこで、大規模改修工事の時期の集中、という表現もありますね。もうスポーツ施設のところ、これがずっと出てくるんです。大体、何処とどこがどういうふう集中するのか答えられますか。

○ スポーツ振興課長

これは先ほど体育館でもお答えさせていただきましたが、それぞれ建てられた年度が昭和40年から50年代ということもありまして、非常に建物が古くなっていることを考えました時に、そういったことも十分に予想されるということでございます。

○ 川上委員

大規模改修工事等が、というのもどうかと思いますけど、集中というほど施設数ないでしょう。どうしてこういう表現になるんですか。この体育館とか他のところにある表現をそのままおいているような、非常に愛情が無い。それから他施設による代替というのがありますよね。弓道というのは他施設でどういうふう代替ができるんですか。

○ スポーツ振興課長

弓道については代替ということは考えておりません。

○ 川上委員

そこで、指定管理者制度の導入が関係団体への移譲、貸与を前提にして書いてありますね。指定管理者制度の導入についてはどういうイメージですか。

○ スポーツ振興課長

これもいま各自治体の状況を調査しながら把握しているところで、イメージしていきたいというふう考えているところでございますので、今のところはちょっと。ただ弓道とかそういったものにつきましては、専門的な施設ということでありますので、そのところも十分把握しながら考えていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

ここを読むと民間への移譲を前提にして、移譲を検討すると。それが実現するまでの間は指定管理者制度だよと、いう書き方なんです。ですから、そこ一緒に聞いたかったんですよ。この移譲というのはどこに移譲する考え方なんですか。

○ スポーツ振興課長

どこにというか、関係団体いろいろございますので、そのところを検討していくということでございます。

○ 川上委員

これが武道場だとか弓道場が本当に民間移譲でいいのか非常に心配です。安全の面からもよく考えないといけない問題があると思うんですよね。そういった点から言っても疑問があるというふうに申し述べておきたいと思います。この質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 56

再 開 11 : 07

委員会を再開いたします。次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

すみません、この件につきましても資料をいただいておりますので質問はありません。

○ 委員長

続きまして、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

基本方針の32ページの中に、広域の相互利用という発想と思いますが、嘉麻市の陸上競技場が第3種ということですね、あてにしておるというニュアンスの文言があるんですが、この嘉麻市の陸上競技場の使用状況だとかは把握しておられますか。

○ スポーツ振興課長

嘉麻市の嘉徳陸上競技場の利用状況についてお答えいたします。平成18年度におきましては2万337人、平成19年度におきましては2万1,532人の方が利用されております。各利用されております団体でございますが、各中学・高校の陸上部、それからサッカーリーグ、少年サッカーを含んだところの各クラブチームが利用されております。

○ 川上委員

あなた方は嘉麻市に断りもなくこういうことを書いているんだけど、春の5月の土日とか秋の10月、11月の土日とかには飯塚市が利用しようとする、競合していくことがあろうかと思うんですよ。そういう目で向こうの土曜日・日曜日の使用状況は見ましたか。

○ スポーツ振興課長

土日、一番盛んになる頃でございますが、その時期の使用状況がどう混雑というか、重なっているかというところについては把握いたしておりません。

○ 川上委員

そこで、通告のうち、次の3つについてはまとめてお尋ねします。これを統廃合する理由、多目的スポーツ広場、どういうふうに使おうとしているのか、それとの関係で。それといま少しお聞きしましたけど、近隣自治体の施設との相互利用の考え方。現状もあまり把握しないで相互利用しようという基本方針をうたってあることはわかりましたけど、この3点についてまとめて答弁いただけますか。

○ スポーツ振興課長

陸上競技場につきましては、現在2箇所ございます。飯塚の陸上競技場、穂波でございます。どちらもこの陸上競技場という施設になっておりますが、公認競技が開催されるような施設というふうなことでは今なっておりません。本市の財政状況を考えますと、類似団体と比較しましても2箇所ということをおまえましたときに、検討していく必要があるのではないかと考えております。残った施設について多目的スポーツ広場、というふうに書いてありますが、これにつきましては他の運動広場と同じようにソフト、野球、サッカー、その他いろんなスポーツ競技に対応できるのではないかとということで、そういった競技について使用できる

というふうなことで考えたいというふうに思っております。近隣自治体との相互利用の考え方でございますが、これにつきましてはこの陸上競技場等々、検討を重ねていきまして、近隣と色々な形で使用について今後につきましては話を進めていく必要があるかどうかも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

スポーツ施設、公認基準のものがあることはもちろん望ましいですよ。それが一つ一つの自治体に全部ある必要は無いですよ。そのなかで、飯塚市には是非筑豊の中核都市というようにしておきたいという発想もあるかもしれません。しかし同時に、いま13万4千の市民の皆さんのスポーツ振興と、サービス充実という点から言えば日常的に気軽にスポーツを楽しめる、そういう施設をどれだけ維持できるか、という発想もいると思うんですよ。だからここで考え方を少し逆回転させる必要もあるんじゃないかなと。あくまでもスポーツ振興、住民サービスという環境をきちんと置くということが大事だと思うわけですね。これは指摘しておいて、次ですね、指定管理者制度の導入。これは先ほど体育館の関係でもお聞きしましたので省略します。ただ、次の削減できる経費の見込みについて、体育館と同様にまともに検討していないのかどうか、検討しておられるんだったら答弁をしてください。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほどもご答弁いたしました。削減できる経費につきましては、現時点では試算をいたしておりますが、11月の実施計画策定の時点では概算の数字はお示ししたいというふうに考えております。

○ 川上委員

答弁できないということですね。それで、次の跡地利用についてはどういうふうに考えてあるのか、またその自治体としての責任についてはどう考えてあるのか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

跡地利用につきましては、公の施設という部分から考えるということで、廃止後の運動広場等々につきましては、ここに書いておりますように、やはり運動広場というのはいろんなスポーツの拠点となるところでございます。いま現在でもそれぞれが地域に合ったスポーツ振興を展開されております。その中核となる形で体協会、体育振興会、体育指導員の方たちがいろいろやられております。そういったところをふまえながら地域に体育振興会等もございまして、いろんな考え方がありますが、それについても一つの考え方として方向性も含めて検討していくということでございます。

○ 川上委員

あなた方は学校給食センター、自校方式採用によって将来廃止になるということで、その跡地を早くも売却するというを基本方針に掲げていますね。私は安易過ぎるんじゃないかというふうに述べたんですが、この廃止した運動場だとかグラウンド競技場などについて、民間に売却しよう、というようなことは検討したことはありませんか。

○ スポーツ振興課長

今の施設をどう地域を含めた形でどういう方向でもっていくかということを検討しておりますので、そういうところについてはまだ考えたことはございません。

○ 川上委員

今後廃止した跡地については売却しないということですか、教育長。

○ 生涯学習部長

方向性の中におきましても売却とかそういう文言につきましては一切うたっておりません。生涯スポーツの拠点として地域の実情に合ったいわゆるスポーツ振興を展開していただいております。体育振興会等に貸与する方向で検討させていただきたいというような方向性を出しておりますので、そのあたりでご理解いただきたいと思います。

○ 川上委員

多少しつこいかもかもしれませんが、売却しないんですね。答弁を求めます。

○ 生涯学習部長

いま質問者が言われますように、そういう可能性も中にはあるかもしれませんが現段階での方向性につきましてはここに書いておるとおりでございます。

○ 川上委員

売却することもあるという答弁ですので、確認しておきます。それを市民が望むかどうかタウンミーティングも継続中ですので、意見を聞くことが大事だと思うわけですね。質問を終わります。

○ 委員長

次に、梶原委員の質疑を許します。

○ 梶原委員

すみません、午前中できないかと思っておりましたけれども、回ってきましてありがとうございます。一応私としてもグラウンド、多目的広場についてでございますけれども、地元の自治会連合会の要望もありまして、現在グラウンド、多目的広場だけではなくて、学校施設もほとんど利用させていただいているんなスポーツ振興に努めておる、ということでございます。それで、この廃止後の運動広場の件でございますが、地域の実情に合ったスポーツ振興を展開する体育振興会等に貸与する方向で検討するというところでございますが、この体育振興会等に貸与する、というところの部分についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○ スポーツ振興課長

いま現在、各公民館会と申しますか、飯塚で言えば8地区、旧町で言えば4地区については、体育振興会というのがございます。これにつきましては事務局がございまして、各地区、旧で言えば飯塚の場合は公民館、旧4町につきましては事務局がいまスポーツ振興課のほうに事務局をもっておりますが、合併協議を含めたいろんな中で各種体育振興会につきましては、いまままで旧町におきましても公民館を中心に活発なスポーツイベント等を活動されてあった経緯もございまして、それに体育振興会を育てていきたいというのがスポーツ振興課のほうもございまして、それを育てることによって各地区のスポーツ振興が図られるというふうに考えております。体育振興会がある程度しっかりした形というか母体、受け皿になっていただければ、そういったところを視野に入れながら貸与する方向も検討する必要があるのではないかと。むやみやたらにどこどこにどうするというのではなくて、あくまで地域が非常に大事なところでございますので、そういったところもふまえて考えていく部分ではないかということでございます。

○ 梶原委員

体育振興会の件でございますけれども、地元からの要望では、まだ体育振興会としての設立在りませんが、期間が短いと、そういうことで体育振興会に貸与とありますけれども、機能的に財政的に支援が無い限り不可能ではないかという地元自治会の懸念される部分が出ておりました。それで、今後体育振興会についてもそうなんです、十分担当課で検討していただいて、よりよい方向で進めていただきたいと思います。

○ 委員長

次に、34ページ野球場について、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

すみません、ここについては利用状況について出していただいておりますけれども、利用者が平成18年度19年度でかなり増えております。これについて、どのようなことでこのように増えているのか、分かれば教えていただければと思います。

○ スポーツ振興課長

実際利用者が増えております。これにつきましては、飯塚市におきまして各大会が以前に比べて増えたと、そういったことで利用者の数の数え方としてその大会に参加される方が、申し込みの中で何人というのが出てまいりますので、そういった部分の合計がこれになっておりますので、大会とかそういったもので利用者が増えたというふうにご理解いただければと思います。

○ 八児委員

大会について詳しく教えていただけますか。地域の大会、それとも県全体とかそういう、筑豊とかリーグの大会ですか、ありましたら教えてください。

○ スポーツ振興課長

大会につきましては、早朝野球、各リーグ等々ございます。それとはまた別に全日本軟式野球連盟の大会とか、庄内ジャガーズが昨年全国大会で優勝して、今年も準優勝というのがございましたが、そういった少年野球、リトルリーグ、そういったものが非常に活発に行われております。そういった大会が庄内野球場とかいろんなところで利用されているということでございます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

野球場についてですが、野球、ソフトボール愛好者の状況、チーム数だとかが、登録を野球場ごとに行っていると思うので、わかりますか。

○ スポーツ振興課長

各野球場の愛好者の状況ですが、飯塚野球場におきましては78団体、穂波野球場におきまして21団体、筑穂野球場28団体、庄内野球場35団体、潁田野球場41団体、合計203団体でございますが、こういった方たちが使用されております。その他に各野球場におきましては当然先ほどお答えいたしましたように飯塚早朝野球とか、さわやか早朝野球、筑豊軟式野球ナイターリーグとか庄内早朝ソフト、庄内早朝野球、全日本軟式野球連盟の大会、嘉飯中学校体育連盟の大会、潁田早朝ソフト等が行われております。

○ 川上委員

登録人員はどれぐらいとかは把握していますか。

○ スポーツ振興課長

団体での把握はある程度させていただいておりますが、その総計ということでは、今ここに資料を持ち合わせておりません。ただ野球、ソフトにしる大体1チーム12、3人から20名程度おられます。その方たちが早朝野球とかそういったものにつきましては、朝早いので仕事の都合とかでいろいろ来られない方がおられますので、それらの人数も登録されているということもございますので、人数といった部分では今ここに資料を持ち合わせていません。

○ 川上委員

5千人ぐらいですね。応援に来る関係の方とか、日常的に野球を本当に愛しているという方は、大雑把な数字ですけど私は5千人くらいじゃないかなと思うんです。もっと多いかもしれませんね。それで、利用者数の把握というのもいるんだけど、愛好者の数をどれだけ上げきるかというのが自治体としてスポーツを振興させるときの考え方の一つだと思うんですよ。これと、先ほど庄内ジャガーズと潁田ライオンズは——まだ名前が出ていませんでしたけど——庄内ジャガーズは大体どこで練習していますか。それから潁田ライオンズはどこで練習していますか。

○ スポーツ振興課長

庄内ジャガーズにおきましては庄内小学校横の庄内グラウンドを主に練習場所といたしております。潁田ライオンズにつきましては潁田運動場を主に練習場所として利用されているよう

でございます。

○ 川上委員

これは野球場を使っていないということですか。

○ スポーツ振興課長

野球場のほうも利用されておりますが、広場と野球場と兼用で、試合があつたりする場合には野球場、練習でも試合が近くなりますと野球場といったことがございますので、そういったことでございます。

○ 川上委員

仮にナイター施設が無い庄内野球場、それから穎田野球場が廃止になった場合、庄内ジャガーズとか穎田ライオンズは野球場としてはどこで練習することになりますか。

○ スポーツ振興課長

まだそういったところを廃止というようなことも考えておりませんので、今お答えはしかねると思います。

○ 川上委員

野球場は1つか2つしか残さないと書いているじゃないですか。だからここに5つ書いてありますけど、資料2の8ページですよ。このうち残すのは2つか1つでしょう。そういうことになりますよ。だから庄内とか穎田とかいうのは廃止になる対象ですよ。ここに5つあるのは全部そういうことになるんでしょうけど。だから、そこでその野球場が廃止になった場合はこの子どもたちはどこで練習するのかぐらいは基本方針作るときに考えたでしょう。そういう議論をぜんぜんしてないんですか。

○ スポーツ振興課長

いま庄内・穎田、お話ございましたが、ここに方向性の中でございますように、県営野球場も庄内・穎田境にはございます。体育館のところでも申しましたように、類似団体いろいろ比較する中で野球場の数というのをどうあるべきかということで検討しているところでございますので、どこがどうというふうなことでは考えておりません。ただ、いま検討しております。県営のほうの緑地のほうもございますので、そういったところも今後どう使用していくかということは考えていかななくてはいけないんじゃないか、というふうに考えております。

○ 川上委員

それはいま考えているわけですよ。こういう基本方針を作るときに考えるかどうかというところが問われたらと思うんですよ。非常に愛情が無い。財政削減ということなんだけれどもこれについてもどうですか。管理経費の削減見込み額とかは検討してないんですね。

○ 行財政改革推進室主幹

現時点では試算はいたしておりません。

○ 川上委員

財政削減を目的の一つに挙げてこういう基本方針、あなたが出しているんだけど、野球場を廃止する、半分以上減らすということは決めるけれども、それによって財政がどれくらい浮くとかは考えていません、という答弁ですよ。ものすごいですね。自治体の行財政改革の発想かと思うわけです。ナイターについても書いてあります。ナイター照明について、今ナイターが無いのは庄内野球場だけだというふうに書いてあるわけですが、これは電気代がかなりかかるというようなこともあって、使わない野球場を作ろうと、ナイターを使わせないということも考えておられるようだけど、使用料で電気代はペイできないんですか。お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

ナイター使用料に対します照明のコスト計算でございますが、実際それぞれのナイターを使ってあるところにつきましては他の電気代も外灯を含めた分も入っております。それでコスト計算という部分では合算されておりますので、ちょっと困難であるということで、計算につい

てはいたしておりません。

○ 川上委員

基本方針には書き込んでおるけれども、これでどれだけお金が浮くかについては考慮していないということなんですね。非常にずさんですね。それで、指定管理者制度、施設案内については省略させていただいて、目尾地域振興基本計画との関連についてお尋ねします。目尾地域振興基本計画で野球場を作る計画がありますね。どういうふうになっていますか。

○ 総合政策課長

総合政策課のほうでお答えさせていただきます。野球場建設を含めました目尾地域振興基本計画につきましては、平成9年クリーンセンター建設と一体的なものとして健康の森公園を整備することが計画されたところでございます。センター建設にあたりましては地域住民の皆様方の深いご理解とご協力の下、実現いたしております。平成17年に社会情勢が大きく変化する中、地域住民の皆様のご協力、ご理解により周辺整備計画の大幅な縮小見直しを行っておりますが、今後も皆様との協議を重ねながら事業の推進をしてみたいと考えております。

○ 川上委員

事業を推進するという答弁ですね。そうしますと、基本的な問題ですね。基本方針では野球場はナイターのこともあるんだけど、県営を含めて2、3箇所をしたいといっているわけですね。ですから県営を除けば1箇所か2箇所ということになるわけです。これに先ほど言ったでしょう、5つのうち3つは少なくとも廃止するわけでしょう、あなた方の考え方で言えば。ところがもう一方で目尾地域振興基本計画のなかで野球場はつくりますよと。莫大な費用をかけて作るんですね。で、そうすると現在のここに挙げておられる5つの野球場はすべてつぶすか、廃止するか、よく残して1つ、という計算になりませんか。どうですか。

○ 企画調整部長

新野球場の建設につきましては、担当課長も申し上げましたけど、これは地元との協議の中で本市の財政が極めて逼迫する中、財政が安定するまでの間については新野球場の建設については先延ばしをします。さらには新野球場の建設にあたって社会経済情勢等が大きく変化した場合には、地元との協議の中で見直しを含めた中で検討するというような位置づけになっております。したがって、現状においてこのように本市の財政が極めて厳しい中ではこの新野球場の建設については財政が安定するまでの間、先延ばしをするというようなことで考えております。

○ 川上委員

私はスポーツ振興課に聞いたつもりだったんですよ。5つの現在の野球場、全部廃止するか、残しても1つということにならないかと聞いたんですよ。そういうことになりませんか。これは基本方針ですからね。

○ スポーツ振興課長

そんなふうには私共はとらえておりません。

○ 川上委員

市長、どっちなんですか。新野球場を作るといっているわけでしょう。財政が好転したら。来年か、再来年好転するということになっているわけでしょう。そしたらこの基本方針の計画年次中につくるということになるんですよ。そうすると、現在の5つの野球場は全部廃止するか1つしか残らないという、そういうことを書いているでしょう、この基本方針は。担当課の間で意見が分かれているようですから、市長のほうでお尋ねします。答弁を求めます。

○ 企画調整部長

いま質問者がおっしゃいますように、この新野球場の建設につきましては、この公の施設、野球場の見直し等も行われております。ここも十分にふまえた中で、この新野球場の建設についてはどうあるべきか、というところは今後十分に検討していきたいと考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○ スポーツ振興課長

ここに方向性、内容を書いておりますが、あくまで2、3ヶ所程度に統合することが望ましいということですので、まだするといったことではございませんので、そういったところも踏まえながらいろいろ検討していくということでもあります。

○ 川上委員

飯塚市議会の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会でそういう答弁は通用しないと思います。では、何故この基本計画の中に目尾の新野球場の計画のことを書き込まないんですか。出たところ勝負みたいな基本方針作って、あなた方が退職して誰もおらなくなった頃、合併特別債の使える期間が残ってましたと、作れ作れというような話とかに、いつの間になくなっていきましたというのでもおかしいでしょう。だから、今の答弁から言うとね、あなた方は野球場のことを真剣に考えていない。私が推定数字を言いましたけどね、5千人くらいが、野球を見たりしたりして愛好してますよ。地元の野球ですよ。そういう方々の、スポーツに関わる施設を、野球場をそんないいかげんな扱いをするのは、私はおかしと思う。そのことを、今日は指摘に留めておきたいと思います。質問を終わります。